

船橋市都市計画マスタープラン及び船橋市立地適正化計画策定検討会議  
設置要綱

(設置)

第1条 都市計画法第18条の2第1項に規定される「市町村の都市計画に関する基本的な方針」(以下「都市計画マスタープラン」という。)及び都市再生特別措置法第81条第1項に規定される「立地適正化計画」に関し、検討を行うため、船橋市都市計画マスタープラン及び船橋市立地適正化計画策定検討会議(以下「検討会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 検討会議は、次に掲げる事項を所掌する。

都市計画マスタープラン及び立地適正化計画の策定に関すること。

(組織)

第3条 検討会議は、12人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

学識経験者

市内で活動する団体の関係者

市民

市職員

3 検討会議に会長及び副会長を置く。

4 会長及び副会長は委員の互選により定める。

5 会長は会を代表し、会務を総理する。

6 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

7 委員が欠けたときは必要に応じて委員を補充することができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱された日から船橋市都市計画マスタープラン及び船橋市立地適正化計画が策定された日までとする。

(議事)

第5条 検討会議は会長が招集し、会長が議長となり議事を整理する。

2 会長が検討会議の運営に必要があると認めるときは、委員以外の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(委員の責務)

第6条 委員は、公正かつ公平に意見交換を行わなければならない。

2 委員は検討会議において知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(事務局)

第7条 検討会議の事務局は、建設局都市計画部都市計画課に置く。

(委員の公務災害補償)

第8条 委員が公務上負傷し、又は疾病にかかった場合においては、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年船橋市条例第33号)の規定を準用する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるものの他、検討会議の運営に関し必要な事項は、会長が検討会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成30年 7月26日から施行する。